組織機構の見直しについて　問　総務課行財政改革推進室　☎0854-40-1021

1. 市有財産活用推進室の設置

　行政財産としての目的を果たした市有施設や跡地等の速やかな利活用・処分等の実施や将来的に利活用の可能性のある土地等の調査、検討を行うため、事務調整、進捗管理を担う組織として総務部管財課内に「市有財産活用推進室」を新設しました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和4年度 |  | 令和4年10月1日以降 | |
| 総務部　管財課 |  |  | 総務部　管財課 |
|  | 市有財産活用推進室 |